

まんのう町小規模事業者等 設備投資資金利子補給金 のご案内

平成29年4月以降に
マル経融資等を活用して
設備投資を実施した場合、



借入金利子の

1

%

相当分が

(最長5年(60回))

まんのう町から補助されます!!

マル経融資等を活用した

設備投資を検討してみませんか!?

利子補給制度の活用を希望される場合は、
商工会または町企画観光課へご相談ください。

利子補給の対象となる事業者は？

次の要件を全て満たす方が利子補給の対象事業者です。

1. まんのう町内に本社又は事業所を有する小規模事業者の方(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する者をいう。)又はまんのう町内において創業する方(中小企業等経営強化法(平成11年3月31日法律第18号)第2条第3項に規定する者をいう。)
2. まんのう町税を完納している方。
3. まんのう町又はまんのう町商工会の支援又は推薦を受けて、まんのう町中小企業融資又は株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の融資を受けた方。ただし、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の融資は、次に掲げる融資です。
 - ① 小規模事業者経営改善資金融資
 - ② 小規模事業者経営発達支援資金融資
 - ③ 新規開業資金融資
 - ④ 女性、若者／シニア起業家支援資金融資
4. 上記の融資を受けて、まんのう町内において建物、建物付属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、車両運搬具等(土地及び住居の用途に供する部分を除く。)の設備投資を行う方。ただし、国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体が50%以上出資する団体又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人等から補助金の交付その他の助成を受けている場合は除きます。

利子補給金の対象になる金額は？

利子補給金の対象になるのは、次に掲げるとおりです。

1. 設備資金に係る借入部分のみの融資が対象です。このため、設備資金と運転資金を併せて借入れた場合は、設備資金に係る部分のみです。
2. 利子補給の対象となる融資金額は、2,000万円以下です。
3. 利子補給期間は、初めて償還を行った日から起算して5年(60か月)以内です。
4. 利子補給の金額は、支払利息(利子補給の対象となる融資金額に係る部分に限る。)の1パーセント相当額(100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨て)です。

申請手続きの方法は？

毎年1月末日までに次の各書類を揃えて、まんのう町商工会へ提出してください。

- ① まんのう町小規模事業者等設備投資資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ② まんのう町小規模事業者等設備投資資金利子補給金計算書(別紙)
- ③ 融資金融機関が発行する支払利子証明書
- ④ 契約書、領収書等設備投資を実施したことを証明できる書類
- ⑤ 金銭消費貸借契約書の写し
- ⑥ 融資金融機関が発行する返済予定表の写し
- ⑦ まんのう町税完納証明書(交付申請前3か月以内に発行されたものとする。)
- ⑧ 債権者登録書

お問合せ

まんのう町商工会

まんのう町吉野下281-1
TEL:0877-73-3711

まんのう町企画観光課

まんのう町吉野下430
TEL:0877-73-0106